

情報ひろば



福祉・保健

生活管理指導 短期宿泊サービス

介護保険の要介護認定で非該当（自立）と認定された虚弱な高齢者で、家事などの基本的な生活習慣が十分ではない人を対象に、高齢者福祉施設に一時的に宿泊していただく生活管理指導を行っています。

家族が疾病や旅行などで、養護できる人がいない場合などにご利用ください。

利用日数 年間14日以内

利用施設 ▽養護老人ホーム

鳥取市なごみ苑（鳥取市の場二丁目1番地）▽養護老人ホーム
県立母来寮（東伯郡湯梨浜町上浅津70）

費用 381円／1日

※なごみ苑ご利用の場合は、別途食料費が必要です。（朝食210円、昼食・夕食320円）

申し込み先 各中学校区の在宅介護支援センター／市役所駅南



お知らせ

児童扶養手当

受給できるのは、次の条件に該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人）を監護している母、または養育している人です。ただし、所得制限があります。

■該当条件

- ▽父母が離婚した後、父と一緒に生活していない児童
 - ▽父が死亡した児童
 - ▽父が政令で定める障害の状態にある児童
 - ▽父の生死が不明な児童
 - ▽父に引続き1年以上遺棄されている児童
 - ▽父が引続き1年以上拘禁されている児童
 - ▽母が婚姻によらないで懐胎した児童など
- 該当しない場合**
- ▽日本国内に住所がない場合▽

庁舎高齢社会課 ☎（0857）2013453／各総合支所福祉保健課（2ページ下段参照）

公的年金、労災補償を受けることができる場合

▽児童が父に支給される公的年金の加算対象になっている場合
▽児童が児童福祉施設などに入所している場合

▽母が事実上婚姻関係にある場合

▽平成15年4月1日現在で、支給要件に該当してから5年を経過している場合

問い合わせ先 市役所駅南庁舎
児童家庭課 ☎（0857）2013465

1月中に 償却資産の申告は、

平成17年1月1日現在で、事業用償却資産を所有している法人および個人は、資産の種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数などを申告してください。申告が必要な償却資産とは、土地と家屋以外のもので、事業に使うことができる有形固定資産のうち減価償却額として経費に算入されるもの（自動車税、軽自動車税の対象となるものは除く）です。

なお、法定申告期限は1月31日ですが、事務処理の都合上、

1月20日（木）までに申告していただきますようお願いいたします。

問い合わせ先 市役所駅南庁舎
固定資産税課 ☎（0857）2013421

祝日（1月）のごみ収集

1月10日（月）成人の日）、**旧鳥取市区域**のごみの収集は左表のとおりです。

可燃ごみ	月・木曜日コースのみ 収集します
古紙類	第1月曜日コースのみ 収集します
食品トレー プラスチック 資源ごみ 小型破砕ごみ	月曜日コースのみ 収集します
ペットボトル	第1・3月曜日コースのみ 収集します

※必ず午前8時までに出してください。

※旧町村区域については、合併前と変わりがありません。詳しくは、各総合支所市民生活課へお問い合わせください。また、**年始のごみ収集は、12月15日号の市報（16ページ）をご覧ください。**

問い合わせ先 市役所本庁舎
生活環境課 ☎（0857）2013217